

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	H071
--------	------

所管部署：保健所 医療政策課
 (医事業事係 / 93-8392)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	診療所等の開設許可事項の変更許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	医療法(昭和23年法律第205号)
	根拠規定条項	第7条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	医療法(昭和23年法律第205号)第7条、第20条、第21条第2項、第23条第1項 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条、第17条、第21条の2から第21条の4まで及び第30条の4から第30条の12まで
	審査基準	[診療所等の開設許可基事項の変更許可基準] 診療所等の開設許可事項の変更許可に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から10日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>[根拠法令] 医療法 〔開設の許可〕 第7条 1 略 2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。 一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。) 二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。) 三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。) 四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。) 五 一般病床(病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。) 3～5 略</p>